平成29年第2回京丹波町議会定例会(第1号)

平成29年 6月 2日(金)

開会 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定

自 平成29年 6月 2日

18日間

至 平成29年 6月19日

- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 請願の委員会付託
- 第 6 議案第48号 京丹波町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第49号 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第50号 平成29年度京丹波町一般会計補正予算(第2号)
- 2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

- 3 出席議員(16名)
 - 1番 坂 本 美智代 君
 - 2番 東 まさ子 君
 - 3番 森田幸子君
 - 4番 篠塚信太郎 君
 - 5番 山田 均君
 - 6番 山内武夫君
 - 7番 山下靖夫君
 - 8番 原田寿賀美君
 - 9番 山崎裕二君

10番 村 山良夫 君 11番 岩 恵 君 田 12番 尾 潤 君 北 原 君 13番 梅 好 範 木 明君 14番 鈴 利 君 15番 松 村 篤 郎 之 16番 野 П 久 君

4 欠席議員(0名)

教

育

長

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者(21名)

町 長 寺 尾 豊 爾 君 副 町 長 畠 中 源 君 参 事 伴 田 邦 雄君 事 洋 之 君 山 田 総 務 課 長 中 尾 達 也 君 監 理 課 長 野 村 雅 浩 君 企画政策課長 南 哲 也 君 木 税 務 課 長 松 山 征 義君 住 民 課長 長 澤 誠君 保健福祉課長 大 西 義 弘 君 子育て支援課長 津 田 知 美 君 医療政策課長 田 正 則 君 藤 農林振興課長 栗 林 英 治君 \equiv 商工観光課長 Щ 森 英 君 土木建築課長 Щ 内 和 浩 君 上下水道課長 +倉 隆 英 君 会計管理者 久 木 寿 _ 君 瑞穂支所長 山 内 善 博 君 和知支所長 Ш 君 榎 諭

松

本

和

久

君

教 育 次 長 西 村 喜代美 君

6 出席事務局職員(2名)

議会事務局長 堂本光浩

書 記 山口知哉

開会 午前 9時00分

○議長(野口久之君) それでは、改めまして、おはようございます。

本日は大変お忙しい中、定刻にご参集いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成29年第2回京丹波町議会定例会を開会いたします。 直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長(野口久之君) 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、6番議員・山内武夫君、7番議員・山下靖夫君を指名します。

《日程第2、会期の決定》

○議長(野口久之君) 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月19日までの18日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月19日までの18日間と決しました。

会期中の予定については、事前に配付の会期日程表のとおりであります。

《日程第3、諸般の報告》

○議長(野口久之君) 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出されています案件は、議案第48号ほか2件でございます。

提案説明のため、町長ほか関係者の出席を求めました。

5月30日に議会運営委員会が開催され、本定例会の運営等について協議されました。

5月15日に福祉厚生常任委員会、5月16日に総務文教常任委員会、5月18日に産業 建設常任委員会が開催され、それぞれ所管の現地踏査等を行いました。

本定例会までに受理した要望書等をお手元に配付しております。また、京丹波町監査委員より例月出納検査結果報告がありましたので、お手元に配付しております。

京丹波町ケーブルテレビの自主放送番組録画放送のため、本定例会のビデオカメラによる 撮影・収録を許可しましたので、報告いたします。

本日、本会議終了後、議員控室において、議会広報特別委員会が開催されます。委員の皆さんには大変ご苦労さまでございますが、よろしくお願いをいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第4、行政報告》

- ○議長(野口久之君) 日程第4、行政報告を行います。寺尾町長。
- ○町長(寺尾豊爾君) おはようございます。

本日ここに、平成29年第2回京丹波町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃、議員各位には、円滑な町政の推進にご支援、ご協力をいただいておりますことに厚く御礼を申し上げます。

さて、町内各地では田植え作業も順調に進みまして、一区切りを迎えようとしております。 また、町の特産品であります黒大豆を初めとする畑作物の作付準備も進んでおります。こ のまま順調に作物が育ち、実りの秋を迎えられますことを願うものであります。

国及び地方公共団体は、少子化・高齢化に歯止めをかけ、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたって成長力を確保することを目指し、平成26年度、平成27年度に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しまして、みずからのアイデアでみずからの未来を切り拓いていくための取り組みを始めたところであります。平成28年度からは、本格的な事業展開の段階に入っております。今後、その成果が問われるところであります。

本町としましても、「京丹波町創生戦略」に基づき、国の交付金を活用した「地域経済支援によるしごとづくり・京丹波町へのひとの流れづくり」などの事業展開を積極的に図ってまいります。

平成29年度もはや2カ月が経過する中で、当初予算に盛り込んでおります「安心」「活力」「愛」のあるまちづくりを推進するための各種施策に着手しております。

まず、新庁舎整備事業でありますが、現在、用地測量業務や建物解体工事設計業務等の発 注準備を行っております。

また、管理職による検討委員会、実務担当者によるワーキング会議などを継続して開催し、

よりよいサービスの提供を実現するため、ハード整備とあわせまして業務改善や組織改革、 あるいは既存施設の活用などを議論し、新庁舎の設計に反映させることとしております。

事業の進捗状況ですが、議会を初め、住民の皆様にしっかりと報告しながら進めてまいります。

次に、認定こども園の開設に向けた取り組みでありますが、平成28年度に庁内組織である開設準備委員会を設置しました。課題や解決すべき事項の検討、調査・研究を行い、このほど目指すべき方向性を定めた「町立認定こども園開設に係る基本構想」を策定したところであります。本年度は、この基本構想に基づく認定こども園開設に向けた基本計画の策定等について、京丹波町子ども・子育て審議会に諮問しまして、協議いただくこととしております。

次に、消防防災体制の整備強化による災害に強いまちづくりでは、その核となる消防団の 組織再編等あるべき姿について、京丹波町消防団組織等審議会に諮問し協議いただくことと しております。消防団組織の改編から10年が経過しようとする中で、団員数の減少に伴う 部活動の縮小などの課題を整理し、町民の安心・安全を確保したいと考えております。

また、原子力防災におきましては、京都府とUPZ圏内の関係7市町でつくります地域協議会におきまして、原子力発電所の安全性や高浜発電所内でのクレーン倒壊事故等に伴う安全対策、今後のエネルギー政策に関し事業者である関西電力や国に対しまして、住民の皆様に理解していただける具体的な説明を求めていきたいと考えております。

次に、地域医療体制の確立に向けましては、核となります京丹波町病院を中心に、関係医療機関との連携による医療体制の充実を図るとともに、地域全体での見守りや声かけの取り組みを進め、地域包括医療の推進に努めてまいります。

次に、農林業振興についてでありますが、主要施策であります有害鳥獣対策につきまして は、防除施設の設置推進や広域連携による捕獲事業の実施など、情報の共有による取り組み 強化と鳥獣撃退器による実証実験を行いまして、効果的な防除体制の確立を目指してまいり ます。

また、被害防止のための新規狩猟者への免許取得助成など、引き続き防止対策と捕獲対策両面の強化を図ってまいります。

最後に、出納閉鎖を迎えました平成28年度の各会計決算見込みでありますが、一般会計では歳入114億7,000万円、歳出109億8,000万円、収支は4億9,000万円となり、翌年度繰越財源を差し引いた実質収支では、2億4,000万円程度の黒字決算の見込みとなりました。

また、特別会計では、歳入75億円、歳出72億円、実質収支は3億円を見込むところでありまして、まずは健全な姿での決算が見込まれますことを報告させていただきます。

なお、病院事業会計につきましては、現在調整中でありますので、後日の報告とさせてい ただきます。

今後とも引き続き業務の効率化と適正な予算執行に努め、さらなる財政の健全化に取り組 んでまいりますので、ご理解いただきますようによろしくお願い申し上げます。

以上、行政報告といたします。

○議長(野口久之君) 以上で行政報告を終わります。

《日程第5、請願の委員会付託》

○議長(野口久之君) 日程第5、請願の委員会付託を行います。

本日までに受理した請願はお手元に配付の請願文書表のとおり、産業建設常任委員会に付託したので、報告いたします。

お諮りします。

ただいまから上程になります日程第6、議案第48号 京丹波町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第8、議案第50号 平成29年度京 丹波町一般会計補正予算(第2号)までの議案については、本日は提案理由の説明のみとし、 質疑、討論、採決は後日の日程としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 異議なしと認めます。

《日程第6、議案第48号 京丹波町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について~日程第8、議案第50号 平成29年度京丹波町一般会計補正予算(第2号)》

○議長(野口久之君) これより日程第6、議案第48号 京丹波町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第8、議案第50号 平成29年度京 丹波町一般会計補正予算(第2号)までを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長(寺尾豊爾君) それでは、本日、提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第48号 京丹波町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、所要の改正を行うものであります。

議案第49号 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第50号 平成29年度京丹波町一般会計補正予算(第2号)につきましては、補正前の額109億6,226万7,000円に、今回、800万9,000円を追加しまして、補正後の額を109億7,027万6,000円とすることをお願いしております。

今回の補正予算は、新たに取り組む事業と緊急的に予算措置を講ずるべき必要最小限の補 正といたしております。

主な補正内容でございますが、総務費では、特別職報酬等審議会経費としまして18万円。 教育費では、首長部局などとの協働による新たな学校モデルの構築事業として、人口減少、 少子化によります課題を克服するため、首長部局との連携・協働のもとに学校と地域が一体 となった魅力ある学校づくりを推進しまして、人口増加、児童生徒数の増加を目指すための 取り組みに113万2,000円。スポーツによる地域活性化推進事業としまして、ホスト タウン構想を推進するため京丹波町ホストタウン推進協議会を設置し、スポーツ合宿誘致及 びスポーツ観光の構築に取り組むための経費としまして、669万7,000円を計上して おります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。審議賜りまして、原案に賛同いただきます ように、よろしくお願い申し上げます。

○議長(野口久之君) 補足説明を担当課長に求めます。

議案の説明は日程順にお願いをいたします。

中尾総務課長。

○総務課長(中尾達也君) それでは、議案第48号 京丹波町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

町長からの提案理由説明のとおり、児童福祉法等の一部を改正する法律の改正が平成29 年4月1日に施行されたことに伴いまして、所要の改正を行うものであります。

それでは、議案書を1枚めくっていただきまして、新旧対照表により内容のほうをご説明させていただきます。

まず、第2条の2におきましては、児童福祉法第6条の4に規定される養育里親、これは 養子縁組を目的とせずに要保護児童を預かって養育する里親のことでありまして、その養育 里親である職員の定義におきまして、今回、この養子縁組里親が法定されたことに伴い改正 を行うものでございます。

次に、第3条、第4条、第10条関係でございますが、保育所等における保育の利用を希望しているが、当面その実施が行われない場合を特別の事情として認めることを定める改正となっております。

第3条は、再度の育児休業ができる場合を定める条文でございます。同一の子について再 度の育児休業は原則としてできませんが、先ほど申し上げました事情がある場合、その例外 として認められることを追加する改正でございます。

第4条は、育児休業期間の再度の延長ができる場合を定める条文でございます。育児休業期間の延長は原則1回に限り認められますが、先ほど申し上げました事情がある場合、その例外として再度の育児休業期間の延長が認められることを追加する改正でございます。

最後に、第10条は、育児短時間勤務の終了から1年を経過しない場合に、育児短時間勤務ができる場合を定める条文でございます。育児短時間勤務の終了から1年を経過しない場合には、同一の子について育児短時間勤務を行うことはできませんが、先ほど申し上げました事情がある場合、この例外として再度の育児短時間勤務が認められることを追加する改正となってございます。

以上、議案第48号の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようによろしくお 願いいたします。

- ○議長(野口久之君) 松山税務課長。
- ○税務課長(松山征義君) それでは、議案第49号 京丹波町税条例等の一部を改正する条 例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

なお、施行期日を本年4月1日とする必要のある改正につきましては、専決処分の措置により第1回臨時会においてご承認をいただいたところでございます。今回は、それ以外の部分について提案をさせていただくものでございます。

今回、公布された地方税法の改正は、平成29年度税制改正大綱を受け、車体課税を初め、 個人住民税や固定資産税などにおいて、我が国経済の成長力の底上げのため、経済の好循環 を促す観点から税制上必要な措置が講じられたところであります。

今回の町税条例の改正案につきましては、これら地方税法において改正された内容に基づきまして、必要な整理をお願いするものであります。

それでは、町税条例の改正の内容につきまして、その概要を新旧対照表によりご説明申し上げます。

最初に、新旧対照表1ページ並びに最終ページの資料をごらんください。

第1条関係、附則第5条につきましては、個人町民税の所得割の非課税の範囲等について 定める規定ではありますが、所得税法の改正に伴い、控除対象配偶者の定義を変更を行うな どの地方税法の改正が行われたことに基づきまして、規定の改正をお願いするものでありま す。現行の控除対象配偶者を同一生計配偶者に名称変更する条文表現について、所要の整理 を行うものであります。

なお、施行期日は平成31年1月1日でありまして、運用につきましては平成31年度以後の年度分からとなります。

次に、2ページをごらんください。

2ページ、第2条関係の第1条につきましては、地方税法の改正にあわせ、さきに議決いただきました平成29年条例第7号の規定の一部について、軽自動車の賦課徴収の特例を定めた附則第16条の2について、文言を加える改正をお願いするものであります。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろ しくお願い申し上げます。

- ○議長(野口久之君) 中尾総務課長。
- ○総務課長(中尾達也君) 議案第50号 平成29年度京丹波町一般会計補正予算(第2号)につきまして、補足説明を申し上げます。

町長の提案理由説明にもございましたように、この補正につきましては、新たに取り組む 事業等、緊急的に予算措置を講ずるべき必要最小限の補正とさせていただいております。

平成29年度京丹波町一般会計補正予算(第2号)では、補正前の額109億6,226万7,000円に800万9,000円を追加しまして、補正後の額を109億7,027万6,000円とさせていただくものでございます。

それでは、ページをめくっていただきまして、事項別明細書の4ページをごらんください。 まず、歳出でございます。

2款、総務費、1目、一般管理費では、特別職報酬等審議会経費として18万円を計上を しております。農業委員会等に関する法律の改正に伴いまして、農業委員会委員等の報酬を 見直す必要があることから、特別職報酬等審議会を設置をさせていただくものでございます。

次に、10款、教育費、2目、事務局費、事業項目「首長部局等との協働による新たな学校モデルの構築事業」としまして、113万2,000円を計上をしております。本事業に

つきましては、人口減少、少子化によります課題を克服するため、首長部局との連携・協働のもとに学校と地域が一体となった魅力ある学校づくりを推進し、人口増加、児童生徒数の増加を目指す取り組みを行うものでございます。

まず、8節の報償費でございますが、運営協議会の委員報償等に41万3,000円。

- 11節の需用費では、会議資料、ガイドブック等の経費としまして48万3,000円。
- 12節、役務費では、その他経費として6万9,000円。
- 14節の使用料及び賃借料に7万6,000円を計上をいたしております。

次に、1目、保健体育総務費、事業項目「スポーツによる地域活性化推進事業」としまして669万7,000円を計上をいたしております。本事業は、ホストタウン構想を推進をするために、京丹波町ホストタウン推進協議会を設置し、スポーツ合宿誘致及びスポーツ観光の構築に取り組むものとなっております。

まず、7節の賃金でございますが、臨時雇用賃金として171万4,000円。

- 8節の報償費では、指導者の謝礼等としまして222万3,000円。
- 9節、旅費では、海外派遣団の旅費としまして132万7,000円。
- 11節、需用費では、事務経費及びパンフレット等の作成経費としまして55万1,00
 - 13節の委託料では、講演会会場設営委託等経費としまして44万円。
- 14節、使用料及び賃借料では、施設使用料等その他経費としまして41万円となっております。

次に、3ページに戻っていただきまして、歳入のほうの説明をさせていただきます。

14款、国庫支出金、7目、教育費国庫補助金、6節、保健体育費補助金で、スポーツによる地域活性化補助金として646万5,000円。

同じく14款の国庫支出金、4目、教育費国庫委託金、2節、教育総務費委託金で、首長部局等との協働による学校モデルの構築事業委託金として92万9,000円を計上をいたしております。

18款、繰入金、3目、財政調整基金繰入金、1節、財政調整基金繰入金では、歳入歳出の均衡を図るために不足します額61万5,000円をこの基金より繰り入れて調整を行うものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議いただきまして、ご議決賜りますようによ ろしくお願いいたします。

○議長(野口久之君) これで、議事日程は全て終了しました。よって、本日は、これをもっ

て散会します。

次の本会議は6日に再開しますので、定刻までにご参集ください。ご苦労さまでございま した。

散会 午前 9時29分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議 長 野 口 久 之

"署名議員 山内武夫

"署名議員 山下靖夫